

加古川中流圏域河川整備計画 西脇・多可ブロック懇話会 傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加古川中流圏域河川整備計画 西脇・多可ブロック懇話会設置要綱（以下「設置要綱」という。）の規定に基づき、加古川中流圏域河川整備計画 西脇・多可ブロック懇話会（以下「懇話会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）とする。

(傍聴の手続)

第3条 報道関係者は、懇話会の事務局において、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

2 一般傍聴人は、懇話会の事務局において、一般傍聴人受付簿（様式第2号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき懇話会の議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た者を除く。
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(議長の指示)

第6条 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年3月14日から施行する。

